

市長退任のごあいさつ

平成25年2月13日に市長に就任させていただいて以来、多くの市民の皆さまからいただきました負託と期待に応えるため、市政の推進に全力を注いでまいりましたが、本年2月12日の任期満了をもって退任することといたしました。

振り返りますと、就任直後から、市役所庁舎の位置問題、環境センターのダイオキシンの問題、さらには新型コロナウイルスへの対応など、私の想像をはるかに超える実にはさまざまな困難な課題への対応が求められ、こうした状況はこの高島市政が変わろうとしている、また変わらなければならないという趨勢の表れであり、また同時に、私自身に与えられた試練とも受け止めながら、万事に臨んできた12年間であります。

そのような中で、多くの施策や事業を推進し、一定の成果を挙げることができましたのも、私の政策方針をご理解いただき、共に高島市の将来を見据えながらご支援いただきました議員各位はもとより、政策実現に向けて共に苦勞をいただいていた市職員の皆さん、そして何より市政運営に深いご理解とご支援をいただいていた市民の皆さまのおかげであると、改めて心から感謝を申し上げます。

我が国全体の人口減少が加速化している中、本市におきましても人口減少は避けることはできませんが、本市の未来にとって必要なことは、将来にわたってこのまちを持続させていくことであり、健全な形で次の世代につないでいくことです。そのため、人口も税収も減少するとい



う現実に向き合いながら、

そうした将来を見据えて、どこよりも充実した子育て政策の実現や財政の健全化にも精一杯取り組みたいと考えています。その結果、これまでのような人口の大幅な転出超過の傾向が改善され、就任当時、危機的な状態でありました市の財政状況も、将来にわたり健全な財政運営が見通せる水準に達したところであります。

その他にも、ふるさと納税は毎年6億円を超える水準に達し、また昨年10月には地域のさらなる活性化が期待されます会員制リゾートホテルの開業や国道161号小松拡幅も本年秋季には開通が見込まれるなど、高島市の明るい将来が見通せる状況ともなっております。

高島市長
福井正明

ら満20年の節目を迎え、さらなる飛躍へ向けて力強い未来への一歩を踏み出す時でもあります。市民の皆さまには、今後高島市の発展のために、一層の力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、市民の皆さまからこれまで賜りましたご厚情に深く感謝を申し上げ、高島市のさらなる発展と市民の皆さまが健康で活躍されますことを心から祈念いたします。退任のごあいさついたします。

Information
お知らせ

こんにちは！ 人権擁護委員です

人権擁護委員 電話 (25) 8524

人権擁護委員は、法務大臣

から委嘱された方々で、特設人権なんでも相談所の開設や市内小学校などで人権教室を実施され、地域の人権擁護に努められています。また、あらゆる人権の問題について相談をお受けしています。

このたび、安曇川地域の川越清司さん、高島地域の白井洋子さんが退任されました。お二人には多年にわたり地域の人権を守るためご尽力いただき、本当にありがとうございました。新たに安曇川地域には木村健治さん、高島地域には中村久雄さんにご就任いただきました。

人権擁護委員の皆さん (敬称略)

マキノ	江端 英嗣	安曇川	平瀬 登代子
	青谷 光恵		八田 博之
今津	森脇 博	高島	木村 健治
	橋本 悟史		三矢 艶子
	松本 恵子		中村 久雄
朽木	山本 剛	新旭	日花 滋子
	鎌田 智恵子		伊庭 郁夫

特設人権なんでも相談所

毎日の生活の中で、差別やいじめなど、人権にかかわる問題で悩んでいませんか？ ひとりで悩まずに人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料、予約は不要、秘密は厳守されます。

▼日時
2月12日(水)
13時30分～16時

▼場所
市役所新館
会議室1

Information
お知らせ

12月補正予算の概要

財政課 電話 (25) 8111

令和6年度12月補正予算が、12月議会で可決されました。今回の補正予算の概要は次のとおりです。

▼歳入歳出補正予算

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	347億 28万円	11億 5612万円	358億 5640万円
特別会計	123億 5387万円	1億 2318万円	124億 7705万円
事業会計	139億 6488万円	185万円	139億 6673万円
予算総計	610億 1903万円	12億 8115万円	623億 18万円

※1万円未満を四捨五入しています。

▼主な事業

事業名	補正額	事業内容
低所得者支援給付金給付事業	2億円	住民税非課税世帯と、そのうち子どものいる世帯に給付金を給付。
物価高騰対策支援事業	1億5060万円	物価高による厳しい経済環境に直面する事業者や市民の生活を支援し地域経済の活性化を図るため、市民1人当たり3千円の地域通貨を配布。
障がい福祉サービス事業	2億3710万円	障がい福祉サービス給付費および国保連合会審査件数の増加に伴う必要な経費。
生活保護事業	9254万円	生活保護費（医療扶助等）の増加に伴う必要な経費。

所得税等の確定申告

今津税務署の申告相談会場

▼開設期間 **2月17日①～3月17日①**
(土日祝日を除く)

▼受付時間 平日 9時～16時

※来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

※ご来場の際は、入場整理券が必要となります。

※入場整理券は、会場で当日配付を行っているほか、国税庁 LINE 公式アカウントからオンラインによる事前発行も可能です。LINE を使った事前予約は、ご来場希望日の10日前から可能です。

※税務署では、令和7年1月から確定申告書等の控えに収受印の押印を行っていません。

確定申告会場ではご自身のスマホを利用した申告をご案内していますので、マイナンバーカードとカード発行時に設定した「利用者証明用電子証明書（数字4桁）」および「署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）」をお持ちください。

国税庁 LINE 公式アカウントの友だち追加はこちらから！



確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！

○確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成！

画面の案内に沿って金額などを入力するだけで作成完了。



○さらにマイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力！

控除証明書等のデータを自動入力できるので集計や入力の手間が不要。



市民税・県民税の申告（市役所）

直接持ち込む、相談がある場合

12 ページのカレンダーをご確認いただき、ご都合の良い日に会場へお越しください。

市・県民税申告書作成に便利なシミュレーションシステムをご利用ください。



当日の持ち物

- 申告書用紙（昨年申告された方）
- 筆記用具
- 納税者本人の本人確認書類（マイナンバーカード）の提示または写しの添付
※カードをお持ちでない方は、番号確認書類と本人確認書類の2種類を提示
- 源泉徴収票 → 給与所得者または公的年金の受給者
- 生命保険料、国民年金保険料等の支払金額の証明書

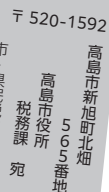
- 国民健康保険税等の納付金額の確認ができる資料
- 医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書（事前に計算の上、作成をお願いします。）
→ 医療費控除を受けられる方
- 決算書（収支内訳書）
→ 事業所得者
- その他申告の内容によって必要な書類があります。

郵送の場合

完成した申告書は、市役所税務課へ郵送してください。

〒520-1592
新旭町北畑 565 番地
高島市役所 税務課

※封筒表面に市・県民税申告書在中と記載してください。



令和6年分

税の申告がはじまります

☎ 税務課 ☎ (25) 8116 ☎ 今津税務署 ☎ (22) 2561

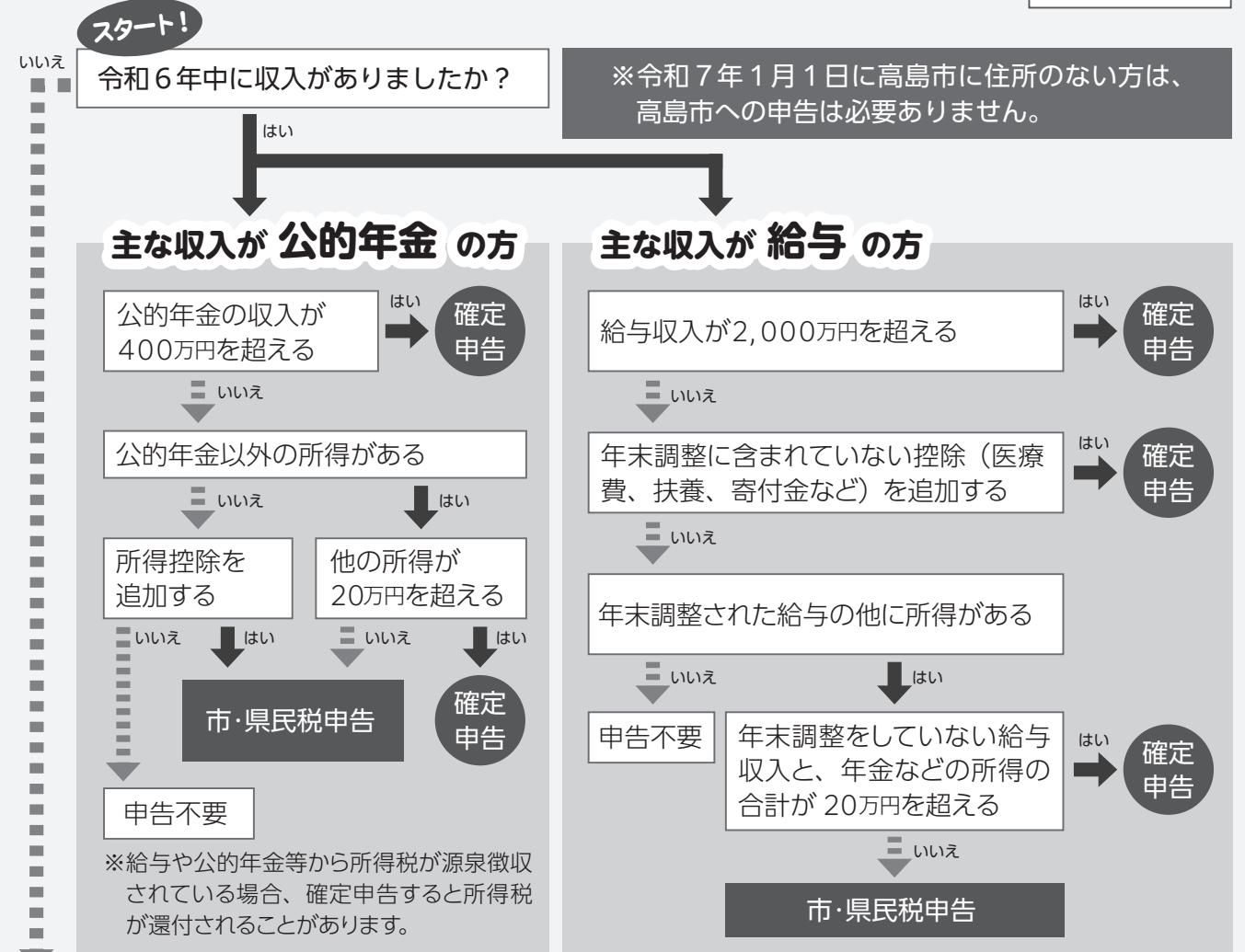
令和6年分
税の申告

あなたはどっち？

確定申告（所得税）
市・県民税申告（住民税）

令和6年分の税の申告について、申告対象を確認するフローチャートを作成しました。今回の申告にご活用ください。

はい →
いいえ ⇨



次のいずれかに当てはまりますか？

- 国民健康保険が後期高齢者医療制度に加入中
- 福祉や市営住宅、教育関係などの制度で申告が必要
- 税の証明（非課税証明、所得証明など）が必要

- 生活保護を受給している
- 市外に住所がある親族に扶養されている人
- 誰の扶養も受けていない人

いいえ ⇨ 申告不要

はい ⇨ 市・県民税申告



※このフローチャートは一般的な例です。ご自身の状況によって、適切な申告方法が異なることがあります。申告方法が不明な方は、お問い合わせください。



「広報たかしま」が近畿市町村広報紙コンクールで優良賞♪

第36回近畿市町村広報紙コンクール（毎日新聞社、毎日文化センター主催）で、75件の応募の中から、広報たかしまが優良賞に選ばれました。受賞を励みにし、今後も親しみやすく市民の皆さんに愛される広報誌づくりを目指します。

受賞した7月号

☎ 企画広報課 ☎ (25) 8130

Information
お知らせ

農業用軽油引取税免税証の申請受付

☎ 滋賀県西部県税事務所高島納税課（市役所新館内） ☎ (25) 8012

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付を行います。

会場	受付日	受付時間
朽木支所	3月3日㊦	10時30分～14時
マキノ公民館	3月4日㊦	9時30分～14時
新旭公民館	3月5日㊦	9時30分～14時
高島公民館	3月6日㊦	9時30分～14時
県高島合同庁舎	3月7日㊦	9時30分～14時
新旭公民館	3月9日㊦	10時～14時
安曇川公民館	3月10日㊦	9時30分～14時30分

- この期間を逃した場合は、3月11日以降に滋賀県西部県税事務所 高島納税課（以降：高島納税課）で申請していただけます。ただし、申請窓口は1か所となり、待ち時間が長くなったり、翌日以降の受付となったりする場合があります。
- 申請時期によっては、交付が4月以降になることもあります。
- 受付時間は11時30分から13時を除きます。

申請時に必要なもの

- ①免税軽油使用者証
- ②未使用の免税証（使用予定がない場合）
→免税証返納書の提出が必要です。
- ③免税軽油の引取り等に係る報告書（消費状況を記入）
- ④免税軽油を引き取った際の納品書等
- ⑤今年耕作される田畑の面積を確認できる書類（昨年のお米共済耕地情報等）
- ⑥次に該当する方は、手数料480円（4月1日からは500円に改定）
 - 「免税軽油使用者証」の更新手続きが必要な方
 - 「免税軽油使用者証書換申請書」の申請手続きが必要な方（機械の変更・追加がある場合：型式・馬力等の確認書類、写真は当日説明）

ご注意ください！

- ①申請はどこの会場でも手続きできます。期間中は高島納税課では対応できません。
- ②会場では、当日に整理券を配付し、時間指定を行いますので、ご了承ください。
- ③免税証の有効期限が5月以降の方は、4月以降に高島納税課で申請してください。
- ④新規申請、共同申請の受付はできません。
- ⑤国税または県税、市税の滞納処分を受け、滞納処分の日から2年を経過しない場合は免税証の交付はできません。（法人の場合は、役員に滞納処分を受けた方がいる場合も交付できません。）



申告期間

2月13日㊦～3月17日㊦（土日祝日を除く）

※今津税務署は2月17日㊦からです

令和6年分の所得税等の確定申告と令和7年度（令和6年分）の市民税・県民税申告が始まります。申告期間中の市の相談会場および日程は表のとおりです。ご都合の良い日に会場へお越しください。



月	火	水	木	金
			13日	14日
			本庁㊦ ※市・県民税申告のみ受付可能	
17日	18日	19日	20日	21日
本庁㊦ 今津㊦	本庁㊦ 今津㊦	本庁㊦ 今津	本庁㊦ 安曇川㊦	本庁㊦ 安曇川㊦
24日	25日	26日	27日	28日
祝日	本庁 安曇川	本庁 安曇川	本庁 マキノ㊦	本庁 マキノ㊦

受付時間

8時40分～15時30分

相談時間

①9時～12時 ②13時～16時

会場

- 本庁 …… 市役所新館3階
- マキノ … マキノ支所
- 今津 …… 今津老人福祉センター
- 朽木 …… 朽木支所
- 安曇川 … 安曇川ふれあいセンター
- 高島 …… 高島支所

整理券の配付

各会場で当日の受付順に整理券を配付し、上限に達した時点で受付を終了します。なお、事前予約や整理券の事前発行は行っていません。



月	火	水	木	金
3日	4日	5日	6日	7日
本庁 マキノ	本庁 高島㊦	本庁 高島㊦	本庁 高島	本庁 朽木
10日	11日	12日	13日	14日
本庁 朽木	本庁 今津	本庁 今津	本庁 安曇川	本庁 安曇川
17日				
本庁				

㊦…混雑が予想される日

注意事項

- 例年、本庁会場は開始日から1週間、支所会場は連日、大変混雑します！
- 2月下旬から3月上旬の本庁会場が比較的混雑が緩和されています。
- 本庁やお住まいの支所以外の会場でも申告相談できます。

市の会場で受付できない確定申告

- 給与所得者の還付申告などの簡易な申告は、市役所でも受け付けていますが、次に該当する方は、今津税務署で申告してください。
- 住宅借入金等特別控除（初年度）の適用を受ける方
 - 土地・建物・株式などの譲渡所得がある方
 - 初めて事業所得の申告をされる方
 - 青色申告をされる方
 - その他、損失の繰越控除など複雑な申告をされる方 など